

施工体制台帳作成の手引き



令和5年 11 月改定

立川市行政管理部品質管理課

目 次

1. 施工体制台帳及び施工体系図について	1
2. 施工体制台帳作成	2
(1) 作成手順	2
(2) 作成範囲	3
(3) 作成者及び作成書類	4
(4) 添付書類詳細	5
(5) 作業員名簿の提出について	5
(6) 綴り方	6
3. 下請負業者等への周知	7
4. 請負契約書等の作成について	8
5. 記載例	
(1) 施工体制台帳	12
(2) 再下請負通知書	14
(3) 施工体系図	16
6. 工事現場に配置する技術者について	18
7. 関係法令	19
8. よくある質問について	25

本手引きに関するお問い合わせは

担当工事監督員 又は 立川市行政管理部品質管理課 へ

立川市泉町 1156-9

電話 042-523-2111 内線 2452 (品質管理課)

hinshitsukanri@city.tachikawa.lg.jp

1. 施工体制台帳及び施工体系図について

公共工事（工事系修繕及び仮設校舎等の工事系リリースも含みます。）の受注者である建設業者は、下請契約を締結する場合、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下、「入契法」という。）に基づき、施工体制台帳を作成し、工事現場へ備え置くとともに、その写しを発注者に提出しなければなりません。更に、施工体制台帳を基に施工体系図を作成し、工事現場内の見やすい場所及び公衆の見やすい場所へ掲示することが義務付けられています。

本手引きは、施工体制台帳及び施工体系図作成に必要な記載事項や添付書類等を解説したものです。これらの書類を作成する際に本手引きを活用して頂き、提出書類に遺漏のないようお願いします。なお、工事内容により仕様書等で記載内容を変更している場合もありますので、必ず仕様書等をご確認のうえ、台帳の作成をお願いします。

様式及び記載例を立川市ホームページ（以下参照）に掲載しておりますので、ご活用下さい。

■工事書類作成の手引

ホーム>産業・ビジネス>入札・契約>工事>工事書類作成の手引

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/koji/sangyo/nyusatsu/koji/shoruisakuse.html>

施工体制台帳とは・・・

施工体制台帳は、下請・孫請など工事施工を請け負う事業者名、施工範囲、技術者氏名等を記載した台帳のことをいいます。公共工事においては、建設業法第24条の8及び入契法第15条により請負金額にかかわらず全ての業者に作成義務があります。施工体制台帳の作成を通じ、元請業者が現場の施工体制を把握することで、

- ① 品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ② 不良・不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請負等）
- ③ 生産効率低下の原因にもなる安易な重層下請

を防止しようとするものです。

施工体系図とは・・・

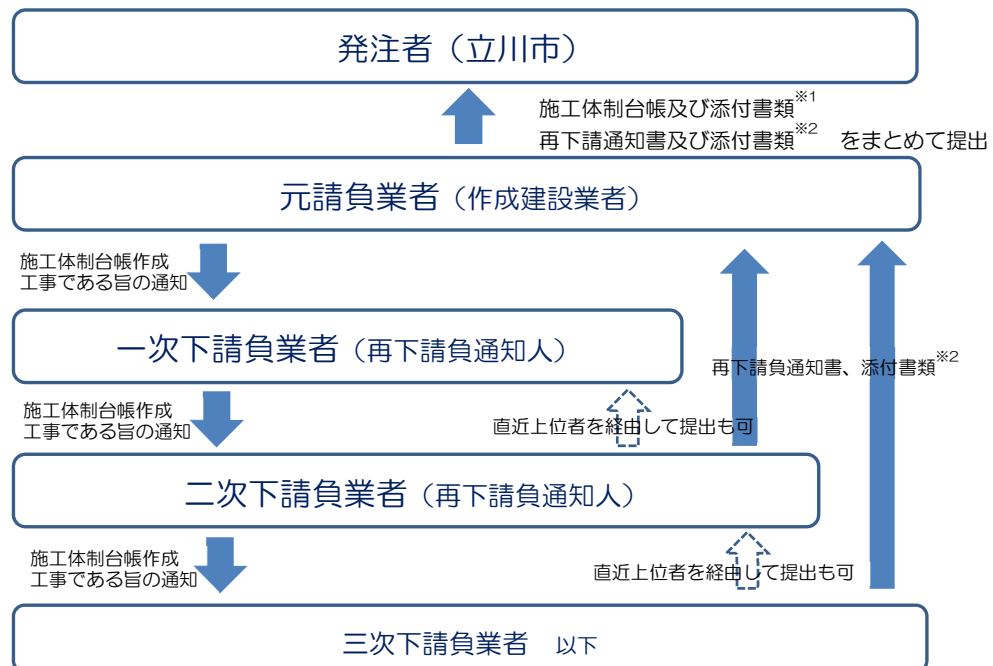
施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負業者の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。「現場内の見やすい場所」「公衆の見やすい場所」に掲示するとともに、監督員へ写しの提出が求められています。

2. 施工体制台帳作成

(1) 作成手順

元請負業者は、下請契約した場合、「施工体制台帳作成建設工事の通知」(7ページ参照)を一次下請負業者へ通知しなければなりません。また、一次下請負業者がさらに、下請負契約した場合、同様に「施工体制台帳作成建設工事の通知」を再下請負業者へ通知しなければなりません。以下、二次以降の下請負契約の場合も同様となります。

元請負業者は、「施工体制台帳」を作成し、現場に備え置くと共に、発注者(本市)へ写しを提出しなければなりません。一次下請負業者が複数となった場合は、その都度、施工体制台帳を作成することとなります。下請負業者がさらに再下請負契約した場合、「再下請負通知書」を元請負業者(直近上位注文者への直接提出も可)へ提出しなければなりません。



※1 添付書類の詳細は(4)①施工体制台帳に添付する書類をご参照ください。

※2 添付書類の詳細は(4)②再下請負通知書に添付する書類をご参照ください。

■元請負業者の役割

- ・一次下請負業者に対し、施工体制台帳作成工事である旨を通知。
- ・工事現場の見やすい場所に「施工体制台帳作成工事」である旨を掲示。
- ・自ら作成した施工体制台帳と下請負人から提出された再下請負人通知書をまとめ、施工体制台帳及び施工体系図を整備。

■一次下請負業者の役割

- ・元請負業者に対し、再下請負通知書を提出。
- ・二次下請負業者に施工体制台帳作成工事である旨を通知。

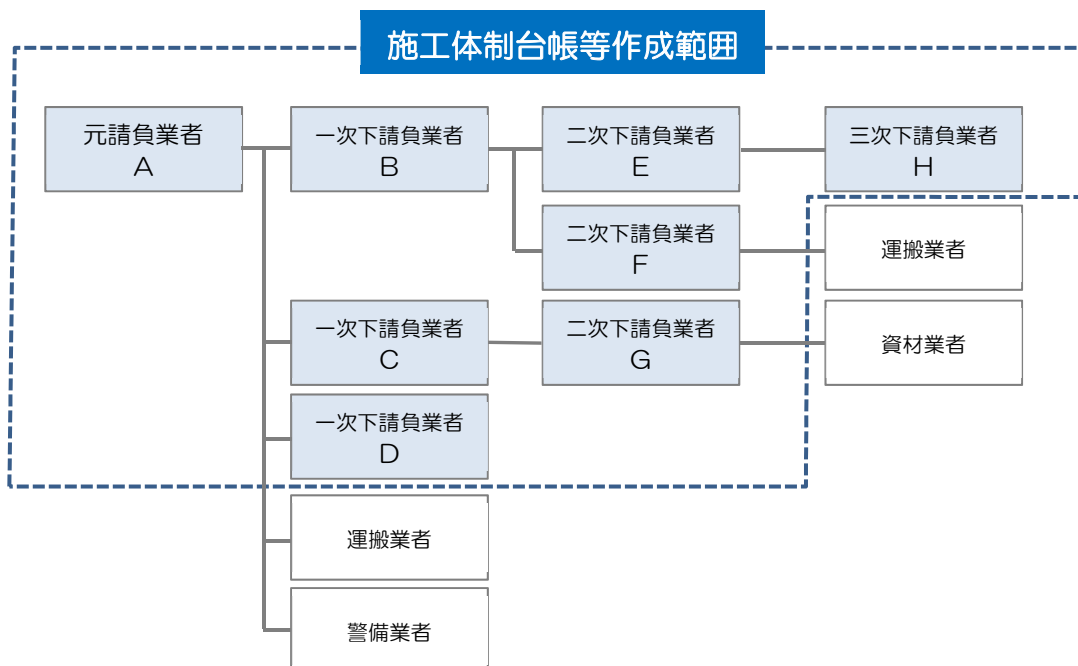
■二次下請負業者の役割

- ・元請負業者に対し、再下請負通知書を提出（一次下請負業者経由可）
- ・三次下請負業者に施工体制台帳作成工事である旨を通知

※三次下請以下の場合は二次下請けに関する記載を読み替えて下さい。

（２）作成範囲

施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負業者（無許可業者を含む）となります。一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象となります。



注意 「建設工事の請負契約」には該当しない資材納入、運搬、警備、測量、調査等に係る下請負人については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により、別途記載を求める場合もありますので、ご注意下さい。

請負契約とは・・・

「請負契約」とは、注文者の注文により、請負業者が自らの裁量と責任において、自己の雇用する労働者を指揮命令下において業務に従事させ、仕事の完成に伴う責務を負う契約をいいます。建設工事の請負契約

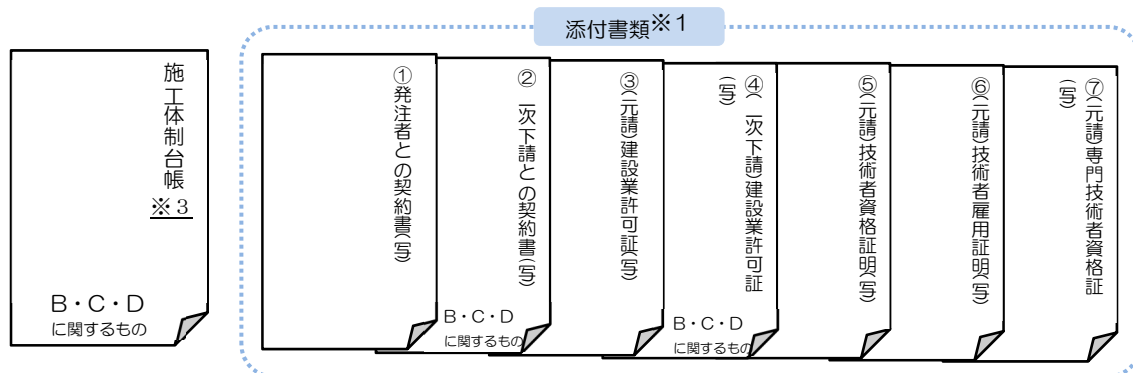
については、発注者によって違いがありますが、立川市では以下は「建設工事の請負契約」とはみなしておりません。

- ・建設機械のリース契約
- ・建設資材の運送
- ・警備、交通誘導業務
- ・土砂・コンクリートの運送
- ・清掃業務
- ・産業廃棄物処分等業務

(3) 作成者及び作成書類

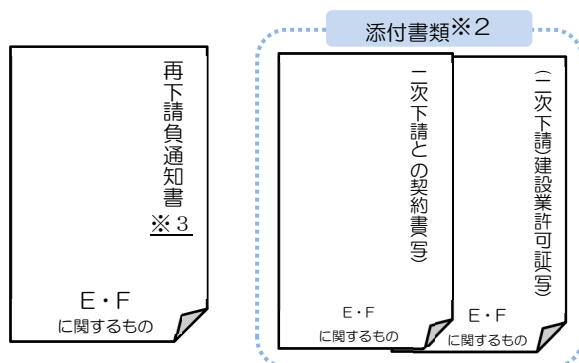
(2) 作成範囲を例とした場合、施工体制台帳の作成者及び作成書類は以下のようになります。

【元請負業者 A が作成する書類】

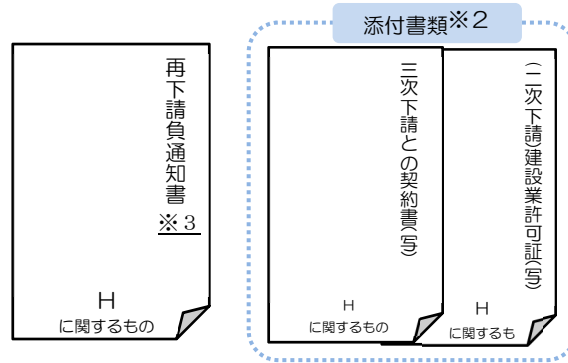


※①③⑤⑥⑦は本市契約課に提出済であれば、省略することができます。

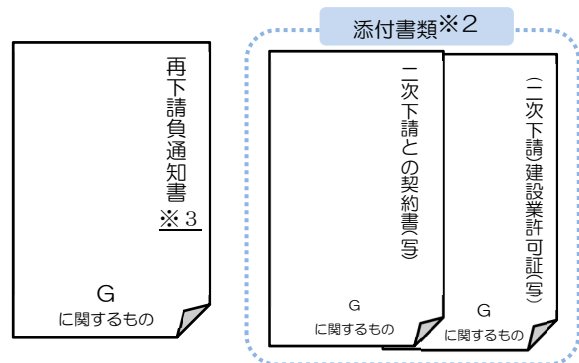
【下請負業者 B が作成する書類】



【下請負業者 E が作成する書類】



【下請負業者 C が作成する書類】



- ・契約書(写)は、表紙だけでなく全てを添付して下さい。
- ・D、F、G、Hについては、再下請負していないため、再下請負通知書の作成義務はありません。
- ・立川市では元請下請問わず、建設業許可証(写)の提出を求めています。

- ※1 詳細は(4)①施工体制台帳に添付する書類をご参照下さい
 ※2 詳細は(4)②再下請負通知書に添付する書類をご参照下さい
 ※3 (5)作業員名簿の提出についてもご参照下さい。

(4) 添付書類詳細

① 施工体制台帳に添付する書類

書類名称	説 明
☐ 契約書写し	市と元請負業者間の契約書
☐ 下請負契約書の写し	元請負業者と一次下請負業者間の契約書※1
☐ 建設業許可証写し（元請負者）	契約工事内容に関連する建設業許可証
☐ 一次下請負者の建設業許可証写し	許可業者のみ
☐ 監理（主任）技術者の資格証写し	監理技術者資格者証、実務経験を証する書類等（元請負業者のみ）
☐ 監理（主任）技術者の雇用確認書類	監理技術者資格者証、健康保険証等の写し（元請負業者のみ）
☐ 専門技術者の資格及び雇用確認書類	上記同様（専門技術者を配置時のみ）

※1 建設業法第 19 条第 1 項で必要な事項について定めがあります。（P.8 参照）

② 再下請負通知書に添付する書類

書類名称	説 明
☐ 契約書の写し	再下請負者と下請負者間の契約書※1
☐ 再下請負者の建設業許可証の写し	許可業者のみ

※1 建設業法第 19 条第 1 項で必要な事項について定めがあります。（P.8 参照）

(5) 作業員名簿の提出について

令和 2 年 10 月の建設業法及び同法施行規則一部改正により、新たに建設工事に従事する者に対して、氏名や職種、社会保険等の加入状況などの記載が義務付けられました（P20～P21 参照）。本市においては、施工体制台帳に作業員名簿（下図参考）を提出して頂くことで、これらの記載を確認させていただきます。

事業所の名称
・現場 ID

所長名

本署面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者 ID

元請
確認欄

提出日 年 月 日

(次) 会社名
・事業者 ID

番号	ふりがな 氏名 技能者 ID	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許	入場年月日
				年齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度		
				年 月 日	雇用保険			年 月 日
				歳				年 月 日
				年 月 日				年 月 日
				歳				年 月 日
				年 月 日				年 月 日
				歳				年 月 日
				年 月 日				年 月 日
				歳				年 月 日
				年 月 日				年 月 日
				歳				年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

① …現場代理人

② …主任技術者

③ …外国人技能実習生

④ …作業主任者（注）2.

⑤ …職 長

⑥ …外国人建設就労者

⑦ …女性作業員

⑧ …安全衛生責任者

⑨ …1号特定技能外国人

⑩ …18歳未満の作業員

⑪ …能力向上教育

⑫ …1号特定技能外国人

⑬ …危険有害業務・再発防止教育

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の進任としなければならない。

(注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一機でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

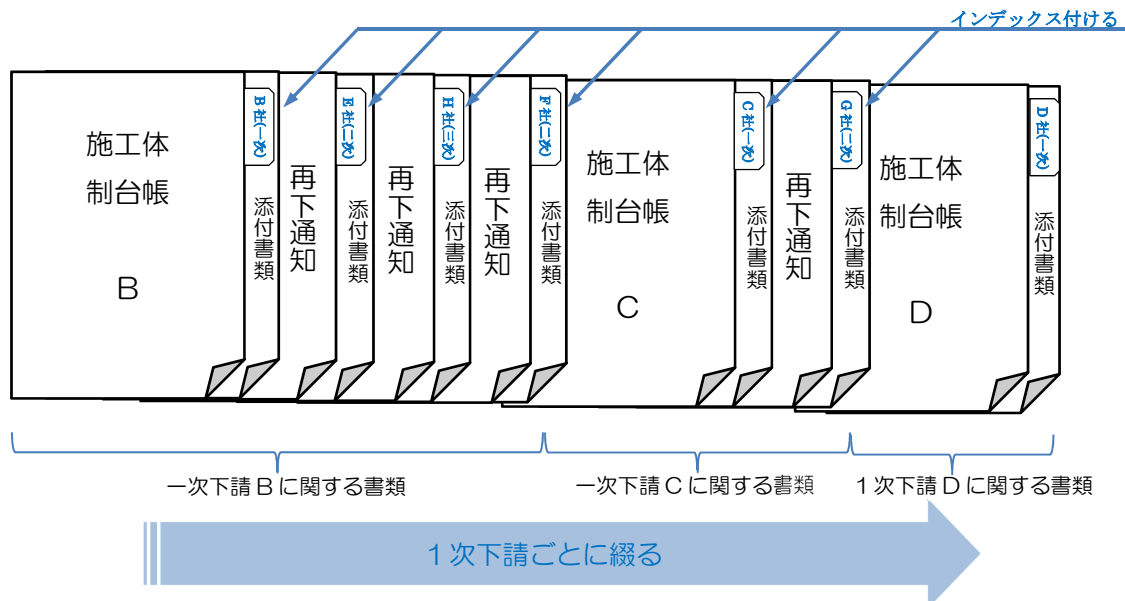
(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入してゐらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下 4 けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(6) 綴り方

施工体制台帳は、一次下請負業者毎に作成し綴じ込みます。二次以降の下請負業者がある場合、一次下請負業者の施工体制台帳に添付して下さい。施工体制台帳及び再下請通知書には社名を示したインデックスを付けます。(2)作成範囲を例とした場合、以下のように綴ることになります。なお、頭に施工体系図を付け、可能な限り一冊の整理として下さい。



コラム 社会保険等への加入について

立川市では、働く人たちの処遇を向上させ、安心して働ける労働環境を確保するために社会保険（健康保険・厚生年金保険）・雇用保険の加入を促進しています。労働者を雇用している事業者は適切な保険に加入して下さい。また、下請負業者がある場合には、下請負業者の社会保険及び雇用保険の加入状況を確認し、未加入の場合は加入するよう指導して下さい。

3. 下請負業者等への周知

(1) 下請業者への書面通知例

以下を参考に、下請契約を締結した全ての下請負業者に対し、書面で通知して下さい。

～下請負者の皆様へ～

元請の商号又は名称
作 業 所 名 ◇◇舗装工事 作業所
現場代理人 ◆◆ ◆◆

施工体制台帳作成建設工事の通知

今回、下請負者として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないことになっています。

この建設工事の下請負者（貴社）は、その受注したこの建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に受注させたときは、

- (1) 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則第14条の4に規定する再下請負通知書を提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- (2) 貴社が工事を受注させた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を受注させたときは、(1)の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

(作成特定建設業者の商号) ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／□□営業所

(2) 現場への掲示文例

以下を参考に、工事現場の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示して下さい。

この建設工事の下請負者となり、その受注した建設工事を他の建設業を営む者に受注させた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／□□営業所まで、建設業法施行規則第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設(株)

4. 請負契約書等の作成について

民法上、契約は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることにより、元請・下請間の紛争を防ぐことが重要です。特に建設工事における下請負契約は、発注者と元請負人が交わす建設業法に基づく請負契約となり、契約を締結する際は建設業法に基づいた契約を行う必要があります。そのため、下請負契約は、建設業法第19条第1項に基づき、契約書に記載が必要な16項目を明示した契約書を作成し、工事着工前に署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。なお、注文書、請書、覚書等（16項目が記載されたもの）に基本契約書や約款を添付した書面を相互に交付することで代用もできます。また、建設リサイクル法対象工事の場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づき①分別解体の方法 ②解体工事に要する費用 ③再資源化するための施設の名称・所在地 ④再資源化等に要する費用 の追加記載も必要になります。

契約に関する詳細は、国土交通省の建設業法令遵守ガイドラインで解説していますので、下記アドレスをご参照ください。

建設業法令遵守ガイドライン

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

【契約書に記載すべき16項目】

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額 ※消費税を含みます。
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法
- ⑯ その他国土交通省令で定める事項

5. 記載例

- (1) 施工体制台帳
- (2) 再下請通知書
- (3) 施工体系図

(1) 施工体制台帳記載例

建設業の許可は5年ごとに更新（許可内容と契約工事内容が一致していること）。特定建設業 or 一般建設業を明示。

元請負業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称、工事内容、発注者名及び住所、工期、契約日を記載。変更が生じた場合は速やかに変更する。

【元請契約】発注者と契約した元請負業者の本店、支店もしくは事業所名及び住所
【下請契約】一次下請と契約をしている元請負業者の本店、支店もしくは事業所名及び住所（支店を有しない場合、「同上」となる。）

元請負業者の保険加入の有無を記載。
※適用除外となっている場合は、その適用除外が適正な適用除外かを確認する。

- 1) 保険加入の有無
各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。
- 2) 事業所整理記号等
元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入
- ①健康保険 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。
- ②厚生年金保険 事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。
- ③雇用保険 労働保険番号を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。

発注者により通知された（担当）監督員名を記載。

【監督員名】一次下請を監督するため元請負業者が監督員を置く場合に記入。その権限が現場代理人に委任されている場合は、現場代理人名を記載。

【現場代理人】工事期間を通し、現場に常駐しなければならない受注者の代理人を記載。P18 参照

【監理技術者・主任技術者】建設業法第26条で規定する監理技術者・主任技術者名を記載。P18 参照

【監理技術者補佐】建設業法第26条で規定する監理技術者補佐名を記載。

【専門技術者】監理技術者等とは別に、請け負った工事に附帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、氏名を記載。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。P26 参照。

施工体制台帳を作成又は変更した年月日。特に下請契約との日付の整合に注意。

元請負業者の商号名称と工事を担当する事業所名。

令和 2 年 月 1 日

施工体制台帳

【会社名・事業者ID】 立川建設株式会社

【事業所名・現場ID】 同上

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	土、建、電 工事業	大臣 特定 第○○○号	令和 2 年 1 月 1 日
	電気通信 工事業	大臣 特定 第×××号	令和 2 年 1 月 1 日

工事名称及び工事内容	立川市〇〇学校改修工事 / 建築一式（地上 6 階、延床面積9600㎡）		
発注者名及び住所	立川市役所 東京都立川市泉町1156-9		
工期	自 令和 2 年 10 月 1 日 至 令和 3 年 4 月 1 日	契約日	令和 2 年 9 月 30 日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約	立川建設株式会社	〇〇市××町△-△
	下請契約	同上	同上

健康保険等の加入状況	事業所整理記号等	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
		元請契約	立川建設（株）	×××	×××	×××	〇〇〇
下請契約	同上	同上	同上	同上	同上		

発注者の監督員名	立川 太郎	権限及び意見 申出方法	契約書記載の通り
監督員名	立川 二郎	権限及び意見 申出方法	契約書記載の通り
現場代理人名	立川 二郎	権限及び意見 申出方法	契約書記載の通り
監理技術者名 主任技術者名	専任 立川 二郎	資格内容	一級建築施工管理技士
監理技術者補佐名		資格内容	
専門技術者名	原田 太郎	専門技術者名	
資格内容	実務経験（10年・管）	資格内容	
担当工事内容	冷暖房工事	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

【一号特定技能外国人】特定技能一号の在留資格に基づく外国人が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

【外国人建設就労者】出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（外国人建設就労者）が従事する場合は「有」を○で囲む。

【外国人技能実習生】出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

※在留カード等、外国人就労者等の証明を監督員から求められる場合がございます。

下請負業者の商号名称、代表者名（代表者印は不要）、住所を記入。下請負業者が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及び工事内容、工期、契約日を記載。

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	福川工業株式会社		代表者名	福川 吾一	
住所	〒〇〇—〇〇 〇〇県××市△△町 ☆☆—☆☆				
工事名称及び工事内容	立川市〇〇学級改修工事 / 構内電気設備工事、照明設備工事				
工期	自 至	令和2年 10月 5日 令和3年 2月 1日	契約日	令和2年 10月 4日	

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	電気 工事業	第123456号	令和2年 4月 1日
	工事業	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	〇〇営業所	ZZZZZ	ZZZZZ	ZZ-ZZZZ

現場代理人名	福川 四郎	安全衛生責任者名	福川 四郎
権限及び意見申出方法	契約書記載の通り	安全衛生推進者名	福川 四郎
主任技術者名	専任 金山 二郎	雇用管理責任者名	尾島 五郎
資格内容	第二種電気工事士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。（許可内容が契約工事内容を一致すること。）
建設業許可を保有していない場合は斜線で消す。許可の無い業者は500万円以上の工事を請負えない。
許可(更新日)は、許可証日付(許可証右上の日付)との整合に注意。

下請負業者が社会保険に未加入である場合には、元請負人から当該下請負人に対し、書面で社会保険の加入を促すこと。

健康保険等の加入の有無欄は、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

【現場代理人】一次下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。P18 参照。

【主任技術者】建設業の許可を有する請負業者は技術者を配置しなければならない。（請負金額4,000万円以上で専任配置が必要になる。）P18 参照。

【安全衛生責任者】【安全衛生推進者】【雇用管理責任者】P25 参照

【専門技術者】監理技術者等とは別に、請け負った工事に附随する別の専門分野の工事を直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、氏名を記載。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。P26 参照。

【一号特定技能外国人】特定技能一号の在留資格に基づく外国人が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

【外国人建設就労者】出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（外国人建設就労者）が従事する場合は「有」を○で囲む。

【外国人技能実習生】出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

※在留カード等、外国人就労者等の証明を監督員から求められる場合がございます。

(2)再下請負通知書記載例

再下請負通知書を作成又は変更した日付を記入する。特に、再下請負契約との日付の整合に注意。

令和 年 1 月 10 日

再下請負通知書（作成例）

- 例1) 一次下請が二次下請に発注したとき
【直近上位注文者】元請業者、【報告下請負業者】
一次下請業者、【再下請負関係】二次下請業者
- 例2) 二次下請が三次下請に発注したとき
【直近上位注文者】一次下請、【報告下請負業者】
二次下請業者、【再下請負関係】三次下請業者

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容、工期及び契約日を記入する。工期などの変更が生じた場合には速やかに変更する。

建設業の許可は5年ごとに更新（許可内容と契約工事内容が一致していること）。特定建設業 or 一般建設業を明示。

- 1) 保険加入の有無
各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。
- 2) 事業所整理記号等
元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入
- ①健康保険 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。
- ②厚生年金保険 事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。
- ③雇用保険 労働保険番号を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。

直近上位 注文者名	橋本産業（株）			【報告下請負業者】	〒0000-0000 ××県〇〇市123
元請名称・ 事業者ID	立川建設（株）			会社名・ 事業者ID	浪本鉄筋工業（株）
				代表者名	浪本 太郎
《自社に関する事項》					
工事名称及び 工事内容	立川市〇〇学校改修工事 / 鉄筋工事				
工期	自 令和2年 12月 15日 至 令和2年 3月 5日	注文者との 契約日	令和2年 12月 1日		
建設業の 許可	施工に必要な許可業種 鉄筋 工事業	大臣 特定 知事 一般	許可番号 第〇〇〇〇号	許可（更新）年月日 令和2年 10月 1日	
健康保険等 の加入状況	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外		
事業所 整理記号等	営業所の名称 〇〇営業所	健康保険 ZZZZZ	厚生年金保険 ZZZZZZZ	雇用保険 ZZZ-ZZZZZ	
監督員名	松田 一郎		安全衛生責任者名	松田 一郎	
権限及び 意見申出方法	権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	松田 一郎	
現場代理人名	松田 一郎		雇用管理責任者名	浪本 四郎	
権限及び 意見申出方法	契約書記載の通り		専門技術者名		
主任技術者名	専任 非専任 松田 一郎		資格内容		
資格内容	二級土木施工管理技士		担当工事内容		
一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事 状況（有無）	有 無

【監督員名】一次下請を監督するため元請負業者が監督員を置く場合に記入。その権限が現場代理人に委任されている場合は、現場代理人名を記載。

【現場代理人】施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。P18 参照

【主任技術者】建設業法第26条で規定する主任技術者名を記載。P18 参照

【専門技術者】監理技術者等とは別に、請け負った工事に附帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、氏名を記載。（建設業法第26条の2）。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。P26 参照

【一号特定技能外国人】特定技能一号の在留資格に基づく外国人が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

【外国人建設就労者】出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（外国人建設就労者）が従事する場合は「有」を○で囲む。

【外国人技能実習生】出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

※在留カード等、外国人就労者等の証明を監督員から求められる場合がございます。

下請負業者の商号名称、代表者名（代表者印は不要）、住所、電話番号を記入。下請負業者が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及び工事内容、工期、契約日を記入。上位の請負業者の工期との整合に留意する。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	山倉土木株式会社		代表者名	山倉 華子	
住所 電話番号	〒〇〇-〇〇 ××県〇〇市123				
工事名称 工事内容	立川市〇〇学校改修工事 / 鉄筋設置時の重量物搬運搬配置工事				
工期	自 令和3年 1月 15日	至 令和2年 2月 10日	契約日	令和3年 1月 10日	
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日		
	とび・土工 工事業 工事業	大臣 特定 知事 一般 第98564号	令和2年 11月 15日		
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	〇〇営業所	ZZZZZ	ZZZZZZZ	ZZZ-ZZZZZ	
現場代理人名	山倉 三郎		安全衛生責任者名	山倉 三郎	
権限及び 意見申出方法	契約書の通り		安全衛生推進者名	山倉 三郎	
主任技術者名	専任 山倉 三郎		雇用管理責任者名	山倉 華子	
資格内容	実務経験（指定学科5年）		専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		
一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無

注意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
2. 部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。（許可内容が契約工事内容を一致すること。）
建設業許可を保有していない場合は斜線で消す。許可の無い業者は500万円以上の工事を請負えない。
許可（更新日）は、許可証日付（許可証右上の日付）との整合に注意。

二次以降の下請負業者が社会保険に未加入である場合には、元請負業者もしくは直近上位者から当該下請負業者に対し、書面で社会保険の加入を促すこと。

健康保険等の加入の有無欄は、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

【現場代理人】一次下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。P18 参照

【主任技術者】建設業の許可を有する請負業者は技術者を配置しなければならない。（請負金額4,000万円以上で専任配置が必要。）P18 参照

【安全衛生責任者】【安全衛生推進者】【雇用管理責任者】。P25 参照

【専門技術者】監理技術者等とは別に、請け負った工事に附帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、氏名を記載。（建設業法第26条の2）。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。P26 参照

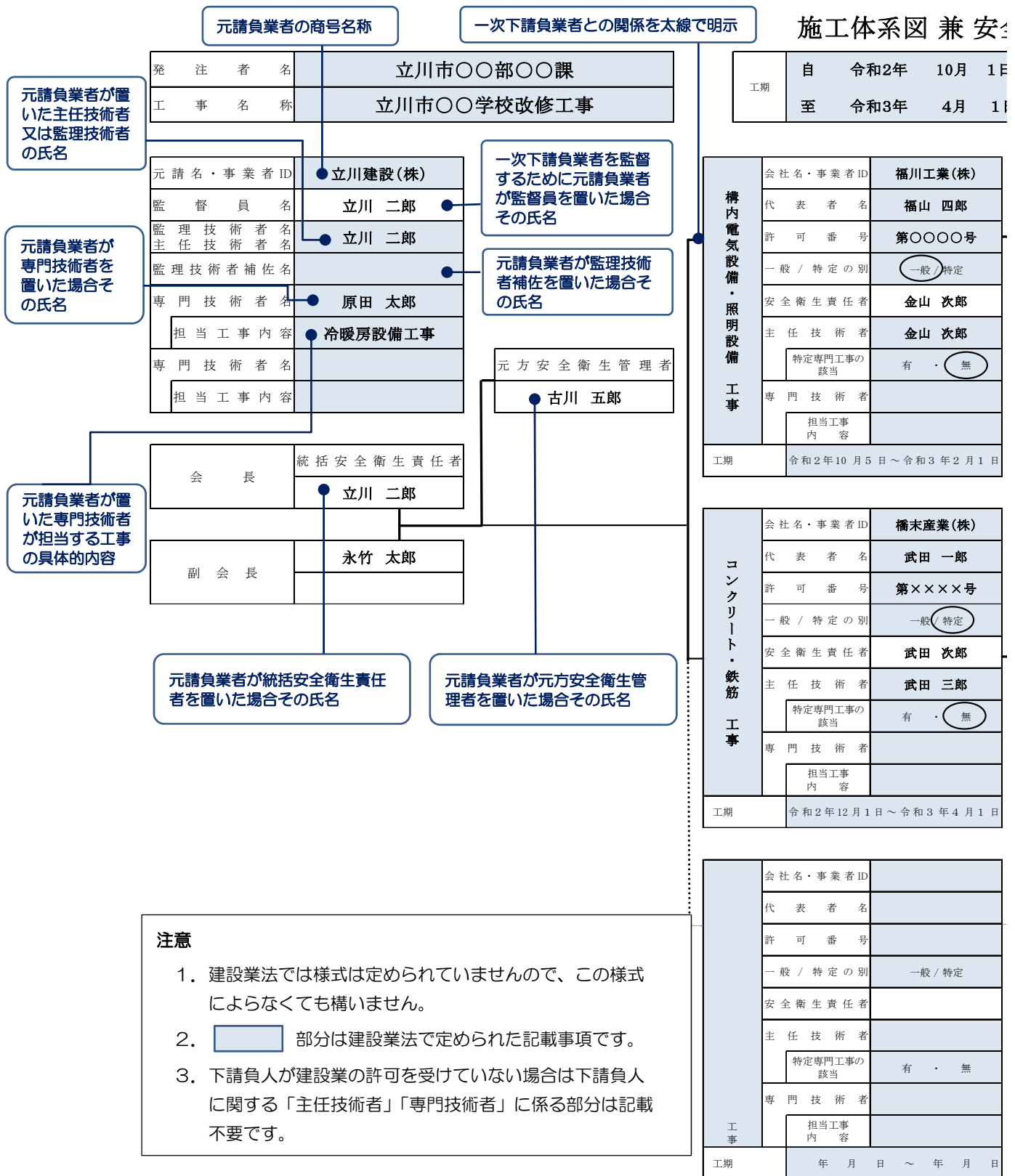
【外国人建設就労者】出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（外国人建設就労者）が従事する場合は「有」を○で囲む。

【外国人技能実習生】出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

【一号特定技能外国人】特定技能一号の在留資格に基づく外国人が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

※在留カード等、外国人就労者等の証明を監督員から求められる場合がございます。

(3) 施工体系図記載例



全衛生協議会組織図

1
日

元請負業者が発注者と締結した
契約書に記載された工期

照明設備
工事

会社名・事業者ID	山賀電気(有)
代表者名	山賀 一郎
許可番号	第△△△△号
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	山賀 二郎
主任技術者	山賀 三郎
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和2年10月25日～令和3年1月15日

工事

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

工事

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

鉄筋
工事

会社名・事業者ID	浪本鉄筋工業(株)
代表者名	松田 一郎
許可番号	第□□□□号
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	松田 二郎
主任技術者	松田 三郎
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和2年12月15日～令和3年3月

重量物揚重配置
工事

会社名・事業者ID	山倉土木(株)
代表者名	山倉 一郎
許可番号	第☆☆☆☆号
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	山倉 二郎
主任技術者	山倉 三郎
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	5日～令和3年2月10日

型枠
工事

会社名・事業者ID	木村工務店(株)
代表者名	木村 一郎
許可番号	第◇◇◇◇号
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	木村 二郎
主任技術者	木村 三郎
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和2年12月16日～令和3年2月15日

一次下請負業者と二次下請負業者の関係を太線で明示

下請負業者が請負った建設工事の具体的内容を記入

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日

下請負業者の商号名称を記入

下請負業者の代表者名を記入

下請負業者の建設業の許可番号と許可種別を記入

下請負業者が安全衛生責任者の氏名を記入

下請負業者が置いた主任技術者の氏名を記入

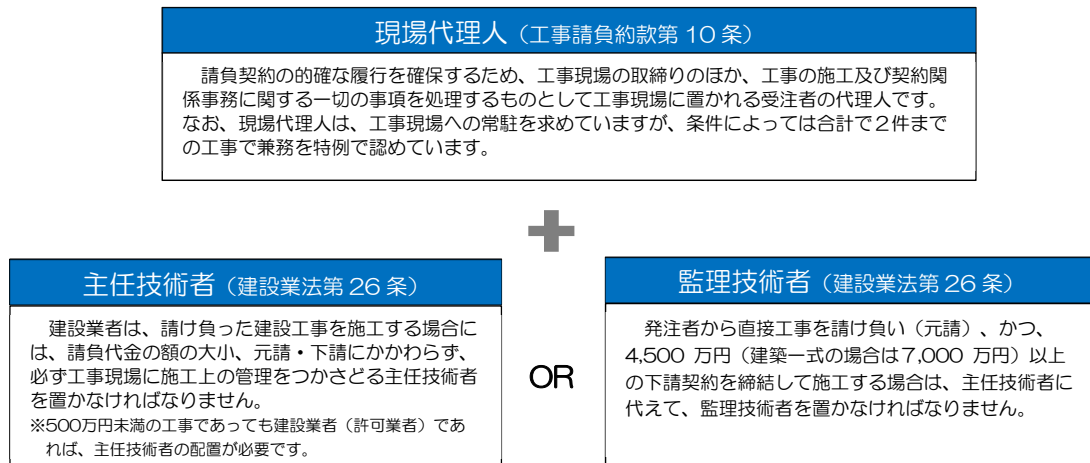
特定専門工事の該当の有無を記載

下請負業者が専門技術者の氏名及び担当する工事内容を具体的に記入

下請負業者が請負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

6. 工事現場に配置する技術者について

建設工事の適正な施工を確保するため、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工体制台帳等に記載しなければなりません。技術者の記載については以下を参考にして下さい。なお、詳細な技術者の配置については「立川市発注工事における技術者等の配置マニュアル」をご覧ください。



＜技術者の資格一覧表＞

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） （土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園）			指定建設業以外 （左以外の21業種）		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業所に必要な技術者の資格要件		一級国家資格者 大臣特別認定者		国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 指導監督的な実務経験者		国家資格者 実務経験者
元請工事における 下請総額		4,500万円 以上※1	4,500万円 未満※1	4,500万円 以上は契約できない ※1	4,500万円 以上※1	4,500万円 未満※1	4,500万円 以上は契約できない ※1
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者等※2	主任技術者		監理技術者等※2	主任技術者	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、 契約金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる工事					

※1 建築一式工事の場合は7,000万円以上

発注者から直接工事を請負い、かつ、4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）を下請負契約する場合、特定建設業許可が必要です。したがって、下請負業者には特定建設業許可をもとめません。

※2 特例監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐を配置しなければなりません。

7. 関係法令（令和3年4月1日時点）

建設業法（抄）

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

- 第二十四条の八 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

建設業法施行規則（抄）

（施工体制台帳の記載事項等）

- 第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 作成建設業者（法第二十四条の八第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項
- イ 許可を受けて営む建設業の種類
- ロ 健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。）
- 二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
- イ 建設工事の名称、内容及び工期
- ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地

- ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項
- 二 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項
- ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別
- ヘ 法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十八条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。）
- ト 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はヘの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格
- チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（６）に掲げるものを除く。）
- （１） 氏名、生年月日及び年齢
 - （２） 職種
 - （３） 健康保険法又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による医療保険、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険（第四号チ（３）において「社会保険」という。）の加入等の状況
 - （４） 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第七項に規定する被共済者に該当する者（第四号チ（４）において単に「被共済者」という。）であるか否かの別
 - （５） 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - （６） 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
- リ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）、同表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。）及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号リにおいて「外国人建設就労者」という。）の従事状況
- 三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

- イ 商号又は名称及び住所
- ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
- ハ 健康保険等の加入状況
- 四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
 - イ 建設工事の名称、内容及び工期
 - ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日
 - ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項
 - ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項
 - ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別
 - ヘ 当該下請負人が法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
 - ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地
 - チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（６）に掲げるものを除く。）
 - （１） 氏名、生年月日及び年齢
 - （２） 職種
 - （３） 社会保険の加入等の状況
 - （４） 被共済者であるか否かの別
 - （５） 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - （６） 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
 - リ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況
- 2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。第十四条の四第三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）
 - 二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

四 前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・・・以下省略

（下請負人に対する通知等）

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負せた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負せたときは法第二十四条の八第二項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

・・・以下省略

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号

二 再下請負通知人が請け負つた建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負せた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからヘまで、チ及びリに掲げる事項

2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という。）は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。

（施工体系図）

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四

号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

- 一 作成建設業者の商号又は名称
- 二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
 - イ 建設工事の名称及び工期
 - ロ 発注者の商号、名称又は氏名
 - ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名
 - ホ 第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容
- 三 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）
 - イ 商号又は名称
 - ロ 代表者の氏名
 - ハ 一般建設業又は特定建設業の別
 - ニ 許可番号
- 四 前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）
 - イ 建設工事の内容及び工期
 - ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の六において同じ。）の該当の有無
 - ハ 下請負人が置く主任技術者の氏名
 - ニ 第十四条の二第一項第四号ヘに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抄）

（施工体制台帳の作成及び提出等）

- 第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の八第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。
- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用

しない。

- 3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

（各省各庁の長等の責務）

第十六条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

建設業法と入契法について

建設業法では・・・

特定建設業者に対し、下請負金額の合計額が政令で定める金額以上になるときに、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を求めています。また、施工体系図は、工事現場の見やすい場所に掲示します。

入契法では・・・

公共工事の場合は、この特定建設業者を建設業者に読み替えとし、金額については、下請契約を締結した（金額に関わらず）としています。また、施工体系図は、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示します。

8. よくある質問について

Q1 施工体制台帳に添付する注文書及び注文請書の請負金額を隠して（マスキング）して提出しても良いか？

A1 民間工事の場合、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差支えありませんが、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければなりません。

参考 建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項、国土建第 499-500 号施工体制台帳の作成等について

Q2 現場代理人の兼任とはどのようなものか？

A2 市では、条件付きで現場代理人の常駐を一部緩和し、複数現場での兼任を試行で認めています。条件は、当初契約金額が 3,500 万円（税込）未満、かつ 2 件までとなっています。詳細は「立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準」「立川市発注工事における技術者等の配置マニュアル」をご覧ください。

Q3 主任技術者等の兼任とはどのようなものか？

A3 建設業法では、契約金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上の工事に配置される主任技術者等は、元請・下請け問わず、工事現場ごとに専任のものでなければなりませんが、特別な場合に兼任を認めています。特別な場合とは、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合等です。詳細は「立川市建設工事における技術者等配置基準」「立川市発注工事における技術者等の配置マニュアル」をご覧ください。

Q4 施工体制台帳や施工体系図等にある「安全衛生責任者」「安全衛生推進者」「雇用管理責任者」はどのようなものなのでしょうか？

A4

安全衛生責任者：当該場所の労働者数が常時 50 人以上（すい道、橋梁、圧気工法は常時 30 人以上）であり、統括安全衛生責任者を専任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を専任しなければなりません。（労働安全衛生法第 16 条）

安全衛生推進者：安全監理者及び衛生管理者の専任が義務付けられていない 10 人以上 50 人未満（常時使用する労働者数）の小規模事業場の安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るために安全衛生推進者の専任が義務付けられています。（労働安全衛生法第 12 条の 2）

雇用管理責任者：事業者は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を専任し、建設労働者の雇用関係を行うことが求められています。資格は、法令上特に必要ありませんが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用関係に関する実務経験のある方が望ましいです。（建設労働者の雇用の改善等に関する法律第 5 条）

Q5 専門技術者はどのようなものか？

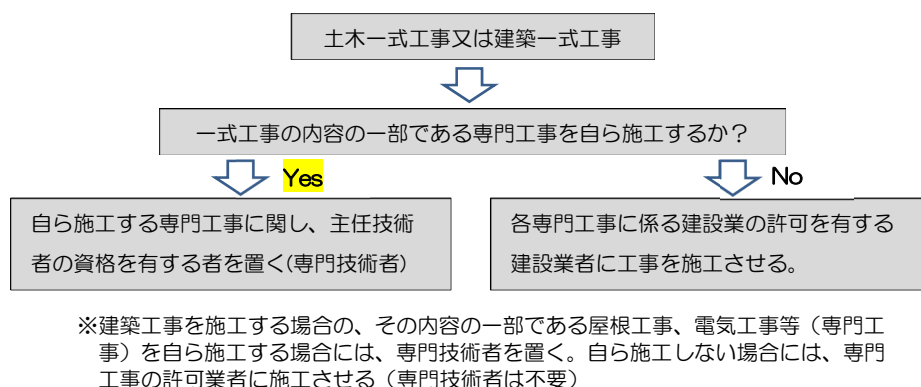
A5 土木一式、建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の中に、他の専門工事（例えば、とび工事、型枠工事、鉄筋工事、電気工事、管工事など）が含まれている場合には、それぞれの専門工事について、主任技術者の資格を持っている者（専門技術者）を配置してその技術管理をさせなければなりません。このため、元請は、土木一式、建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する場合は、

- ① 一式工事の主任技術者、監理技術者がその専門工事について主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼務する
- ② 一式工事の主任技術者、監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する
- ③ その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請する

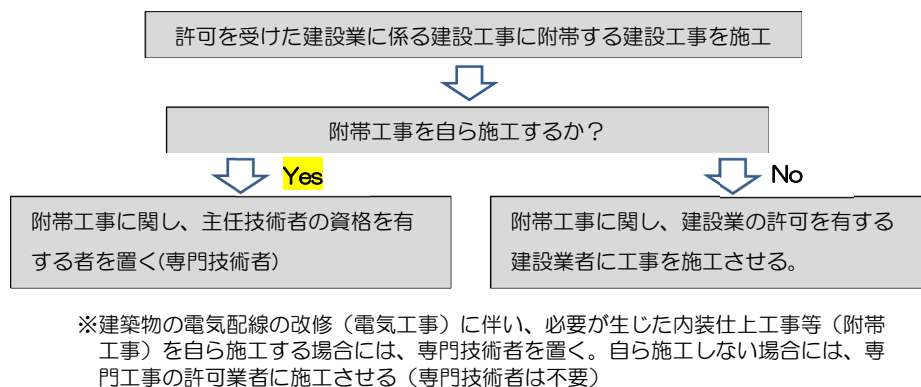
のいずれかを選ばなければなりません。また、受注した工事（土木一式、建築一式工事以外の工事）に附帯して自社の建設業許可業種以外の専門工事を施工する場合は、その附帯工事に係る主任技術者の資格を持った専門技術者を配置しなければなりません。

以下の「Yes」の場合に専門技術者を配置することになります。

(1)一式工事の施工

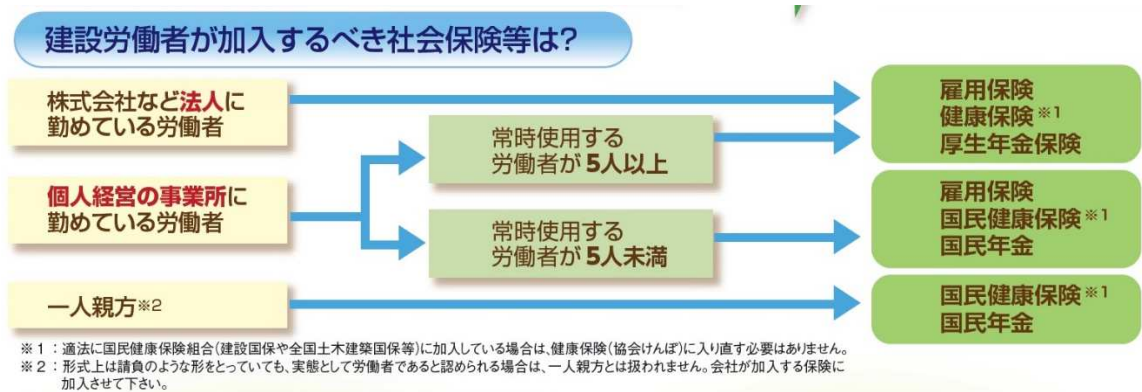


(2)附帯工事の施工



Q6 自社の加入すべき社会保険は何か？

A6 以下のチャートを参考に適切な保険に加入して下さい。詳細は国土交通省のホームページ「建設業における社会保険加入対策について」をご覧ください。
 (https://www.mlit.go.jp/tokikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html) なお、令和2年10月1日から建設業許可の取得・更新には社会保険の加入が必須となります。



施工体制台帳作成の手引き

改訂

令和5年 11 月

行政管理部品質管理課